

## 美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町内就職等に向けたインターンシップを実施しその費用を負担する町内事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、町内企業の人材獲得を促進し、もって町内産業の振興及び雇用確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 事業者 町内に民間事業所を有する個人又は法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（宗教団体、政治団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体、性風俗営業等を除く。）を行う者をいう。

(2) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条に規定する高等学校、第83条第1項に規定する大学（第99条第1項に規定する大学院及び第108条第1項に規定する短期大学を含む。）、第115条第1項に規定する高等専門学校、第124条に規定する専修学校及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する公共職業能力開発施設に在籍する者をいう。

(3) インターンシップ 学生が在学中に事業者において行う就業体験等をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、インターンシップを行う事業者で、町税及び使用料等の滞納がない者とする。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、事業者において行うインタ

ーンシップとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、インターンシップを行う際にかかる交通費及び宿泊費とする。

(補助金額)

第6条 交付する補助金の額は、交通費及び宿泊費の補助対象経費に補助率2分の1を乗じて得た額とし、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の1人当たりの上限額を、交通費及び宿泊費それぞれ30千円とする。

3 補助金の交付対象は、1事業者につき3人までとする。

4 補助金の交付は、1事業者につき当該年度1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 法人登記事項証明書の写し又は開業届の写し

(2) 交付申請額算出根拠

(3) インターンシップ参加者名簿

(4) インターンシップの日程及び内容

(5) 交通費及び宿泊費の内訳が分かる書類

(6) 直近年度の納税証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があったとき、その内容を審査し、補助金を交付することが適切と認めるときは、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更するときは、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更承認申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、適当と認めたときは、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業中止及び廃止）

第10条 補助事業者は、やむを得ない事由により補助事業を中止又は廃止する場合、速やかに事業中止等届出書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、当該補助金の交付申請及び交付決定はなかったものとみなす。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、美郷町雇用機会創出支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 実績額算出根拠

（2） 交通費及び宿泊費の支払いを証する書類の写し

（3） その他町長が必要と認める書類

（請求及び交付）

第12条 補助事業者は、前条の規定により実績報告書を提出した後、速やかに美郷町雇用機会創出支援事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出するものとする。

2 町長は、補助事業者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(補助金の返還等)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に支給された補助金があるときは、その返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の返還を命じた者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金を返還することが困難と認められる者について、支給した補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定を除き、令和10年3月31日限りでその効力を失う。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付申請書

美郷町雇用機会創出支援事業補助金の交付を受けたいので、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 \_\_\_\_\_円

2 添付書類

- (1) 法人登記事項証明書の写し又は開業届の写し
- (2) 交付申請額算出根拠（別紙1）
- (3) インターンシップ参加者名簿（別紙1）
- (4) インターンシップの日程及び内容（別紙1）
- (5) 交通費及び宿泊費の内訳が分かる書類
- (6) 直近年度の納税証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

3 申請に関する担当者連絡先

担当者所属部署名	
担当者氏名	
電話番号・FAX番号	
E-mailアドレス	

（別紙1）

【交付申請額算出根拠】

項目	総事業費	補助率	交付申請額 (千円未満切捨)
交通費	円	1 / 2	円
宿泊費	円		円
合計	円		円

【インターンシップ参加者名簿】

氏名	年齢	性別	学校名	居住先住所

※補助金の対象者となる参加者のみ（～3人）記載をお願いします。

【インターンシップの日程及び内容】

◆日程

年 月 日～ 年 月 日（日間）

◆内容

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

様式第2号（第8条関係）

第 年 月 日  
号

様

美郷町長

美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付申請について、下記のとおり決定したので美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 2 対象参加者 \_\_\_\_\_人
- 3 交付の条件

美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付申請書及び添付書類の記載事項に虚偽があるときは、返還を命ずることがある。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け美 第 号により美郷町雇用機会創出支援事業補助金の交付決定通知を受けた事業について、当該決定の内容を変更したいので、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 変更する事項

2 変更内容 (変更前)  
(変更後)

3 変更理由

様式第4号（第9条関係）

美 第 号  
年 月 日

様

美郷町長

美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった内容の変更については、下記のとおり承認したので美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

承認の内容 (変更前)  
(変更後)

様式第5号（第10条関係）

事業中止等届出書

年 月 日

美郷町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

年 月 日付け美 第 号で美郷町雇用機会創出支援事業補助金の交付決定通知を受けた事業については、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第10条の規定により届け出ます。

記

- 1 交付決定額 \_\_\_\_\_円
- 2 届出事由 事業の中止 ・ 事業の廃止  
(主な理由)  
・
- 3 発生年月日 年 月 日

様式第6号(第11条関係)

年 月 日

美郷町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

美郷町雇用機会創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け美 第 号により補助金等の決定を受けました下記事業の実績について、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 \_\_\_\_\_円
- 2 算出根拠 別紙1のとおり
- 3 インターンシップ日程 年 月 日～ 年 月 日(日間)
- 4 添付書類
  - (1) インターンシップの実施状況が分かる書類の写し(写真等)
  - (2) 交通費及び宿泊費の支払いを証する書類の写し(領収書等)
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(別紙 1)

実績額算出根拠

項目	総事業費	補助率	実績額 (千円未満切捨)
交通費	円	1 / 2	円
宿泊費	円		円
合計	円		円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

美郷町長 様

住 所  
事業所名  
代表者名

美郷町雇用機会創出支援事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定の通知を受けた美郷町雇用機会創出支援事業補助金の支払を受けたいので、美郷町雇用機会創出支援事業補助金交付要綱第12条の規定により下記のとおり請求します。

記

補助金交付請求額 ￥ \_\_\_\_\_

補助金の振込先

	銀行 農協	本店 支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
口座名義		

※通帳の写し（口座番号及び口座名義の確認できる部分）を添付してください。

様式第1号 (第7条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)